

北海道告示第11542号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第5号に掲げるにしん固定式刺し網漁業(日本海海域及びオホーツク海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年12月26日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数		
にしん固定式刺し網漁業	オホーツク海海域	稚内市宗谷岬、樺太西能登呂岬及び知床岬の各点を順次結ぶ線により囲まれた海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、3月10日から6月30日まで	41隻	総トン数5トン以上20トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	<p>令和4年12月31日から令和5年1月30日</p> <p>1. 許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (3) 海中に敷設する刺し網の長さは、3,000メートル以内でなければならない。 (4) 刺し網の結節から結節までの長さは、24ミリメートル以上以内でなければならない。 (5) 投網後揚網までの間は、海難防止上、特にやむを得ない場合を除いては施網場所を離れてはならない。 (6) 夜間漁具を敷設する場合は、1放しごとに浮標灯1個以上を浮設しなければならない。 (7) さけ・ます、次に掲げるかに及びつぶが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ ベにずわいがに (8) 体長(ふん端から尾びれの岐点までの長さをいう。)22センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしん漁獲尾数の10分の1を越えてはならない。 この範囲を超える場合には直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。 (9) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (10) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (11) 我が国領海及び排他的経済水域内の水域以外に立ち入ってはならない。</p>
にしん固定式刺し網漁業	オホーツク海海域	稚内市宗谷岬、樺太西能登呂岬及び知床岬の各点を順次結ぶ線により囲まれた海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、3月10日から6月30日まで	17隻	同上	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	